

市民税所得割額等の見方

利用者負担額（保育料）に関するお問い合わせは幼保支援課までご連絡ください。
 幼保支援課 システム係 電話：054-354-2630

見本1 会社員の方（勤務先で給与から住民税が引かれている方） ◆給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

該当年度のものか確認

所得	給与収入 （賞与、前払所得、有価証券の譲渡益等） その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税標準 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	税額控除前④ 所得割額⑤ 均等割額⑦	調整控除額⑥ 所得割額⑥ 均等割額⑦	特別徴収税額⑧ 特別徴収税額⑨
----	--	------------------------	---	--------------------------	--------------------------	--------------------

税額控除前所得割額（④の額）

市民税の税額控除前所得割額（④の額）から、調整控除額（市民税）を差し引いた金額が利用者負担額算定の基となる金額です。

調整控除〔市民税 円〕、〔県民税 円〕、〔国庫支出金等特別税額控除〔市民税 円〕、〔県民税 円〕、〔国庫支出金等特別税額控除〔市民税 円〕、〔県民税 円〕

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号 氏名 指定番号

住所 一連番号

納付月 6月分 7月分 10月分 11月分

問合せ先

見本2 個人事業主等の方（下の「納税通知書」により個人で住民税を納付する方） ◆市民税・県民税納税及び税額決定通知書

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税納税及び税額決定通知書

該当年度のものか確認

1枚目

2枚目

3枚目

市民税の税額控除前所得割額から調整控除額（市）を差し引いた金額が利用者負担額算定の基となる税額です。

税額控除前所得割額

利用者負担額（保育料）の令和6年4～8月分は、令和5年度市民税額をもとに、令和6年9月～令和7年8月分は、令和6年度市民税額をもとに算定いたします。

また、利用者負担額算定に使用する市民税額所得割とは、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額となります。（見本1および見本2にお示ししました「税額控除前所得割額から調整控除額のみを差し引いた金額」を指します。）

なお、市民税の税額に関するお問い合わせにつきましてはお住いの区の担当にお問い合わせください。

【葵 区にお住まいの方】
 市民税課 普通徴収第1係（葵区役所2階） 054-221-1041
 【駿河区にお住まいの方】
 市民税課 普通徴収第2係（葵区役所2階） 054-221-1542
 【清水区にお住まいの方】
 清水市税事務所 市民税係（清水区役所2階）054-354-2072～2075

源泉徴収票からの市民税の算定と保育料の確認

源泉徴収票で示されている所得控除の額の合計額については、保育料を決定する際に控除対象でない除内容が含まれているため、源泉徴収票から市民税の算定はできますが、保育料を決定するうえで必要となる市民税所得割額を算定することはできません。

なお、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除、外国税額控除額等、配当割額・株式等譲渡所得割控除額がない方については、源泉徴収票の内容をもとに、市民税の所得割額を算定することが可能です。

静岡市が作成している税額シミュレーションで、給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算することができます。

＜静岡市 住民税試算システム＞

「静岡市 市民税 試算」で検索

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8374/s000519.html>

必要な項目をすべて入力し、保育料を検討する際の参考資料としてご活用ください。

《注意》

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい市民税額は算定されません。

あくまでも、大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。